

令和5年12月22日

保護者・生徒の皆さんへ

横浜立野高等学校長

冬休みを迎えるにあたって

今年度の冬季休業も昨年に引き続き、インフルエンザ等の感染症対応に慎重な行動が求められます。もう一度今までの自分の行いを振り返り、これからの行動をどうしていくかを真剣に考え、限られた時間を有意義に過ごしてください。

1 インフルエンザ等感染防止対応について

- (1) 外出時には、人混みを避け、手洗い、うがい、マスクを着用するなどの咳エチケット等の感染予防を徹底するとともに、「3密」を避ける行動をとってください。
- (2) 免疫力を高めるために、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけてください。
- (3) 発熱、咳など体調不良のときは医療機関を受診してください。

2 学習について

- (1) 平素の学習状況を点検し、自主的・計画的な学習を心がけましょう。
- (2) 不得意科目の克服を心がけ、冬休み明けからしっかりと学習できる体制を整えておきましょう。
- (3) 課題にしっかりと取り組み、期日を守って提出しましょう。

3 生活全般について

- (1) 冬休みは約2週間にわたり学校を中心とした生活から離れるため、節度ある生活目標や具体的な努力目標を持ち、その実現に向けて自主的・計画的に取り組ましましょう。
- (2) 外出時の行き先、時間等は保護者に連絡しておきましょう。また、公共交通機関や公共の場ではルールやマナーを守るとともに、服装等にも注意して性暴力等の被害者とならないように注意しましょう。
- (3) インターネットや携帯電話の使用はトラブル等に注意し、高校生としての自覚を持って使用しましょう。最近SNSを利用し、違法行為や迷惑行為を投稿することで批判が集中するなどのトラブルが増えています。SNSの利用には十分注意をしましょう（公開されている場で個人名をあげて噂話等を書き込むだけでも人権を傷つけるので注意すること）。
- (4) 短時間に高収入が得られるアルバイト（闇バイトなど）や咳止め・鎮痛剤などの大量摂取など、親しい人からの誘いがあっても絶対に行わないようにしましょう。
- (5) 高校生としてふさわしくない場所への立ち入りや、言動は厳に慎みましょう。特に飲酒、喫煙及び薬物乱用等法律で禁止されていることは絶対に行わないようにしましょう。
- (6) 平成27年6月1日から施行された道路交通法の改正により、自転車乗車中の携帯電話およびイヤホンなどの使用が禁止されました。自転車に乗車するときはヘルメットを着用するなど高校生である前に交通社会の一員としてルールを遵守し、安全運転を心がけましょう。
- (7) 午後11時以降の外出は神奈川県青少年保護育成条例で補導の対象となるので控えましょう。
- (8) アルバイトについては、家庭でよく話し合ってください。
- (9) 万一事故に遭った場合は、自分の安全や二次被害の防止に努めるとともに救護措置等を実施し、家庭・学校（必要があれば警察）に連絡しましょう。

4 部活動等で登校する場合について

- (1) 制服着用を厳守しましょう。
- (2) オートバイ・自動車の乗車や同乗はしないようにしましょう。（部活動で試合などに行く場合も同様です）。
- (3) 休業期間中に不審者が校内に侵入し、窃盗行為や暴力的な行為などを行う事故が発生しています。貴重品は部室やロッカーに置かず、顧問や担当職員に預けましょう。また、必要以外の現金や貴重品、高価なものは持ってこないようにしましょう。また、一人では行動せずに、複数で帰宅するよう心がけましょう。

5 冬休み明けの予定

1月9日(火) 1校時に始業式・清掃を行い、2校時から42分で6校時まで授業があります。
頭髪・服装等、校則を守って登校しましょう。
※変更がある場合には、前日までにClassroomで連絡します。

相談等がある場合には、担任または学年の先生に連絡してください。

(8:30～17:00)

**※12月27日～1月3日は年末・年始のため、学校閉庁日のため、学校への電話連絡はつながりません。
緊急の場合は、Classroomで連絡した電話番号にかけてください。**